

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

R7年4月

| 物品役務等の名称及び数量                           | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                    | 契約を締結した日 | 契約業者の氏名及び住所                                  | 法人番号          | 随意契約によることとした<br>会計法令の根拠条文及び理由                                                                                                                      | 予定価格(円)    | 契約金額(円)    | 落札率    | 再就職<br>の<br>役員の<br>数 | 公益法人の場合         |                       |             | 備考 |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|--------|----------------------|-----------------|-----------------------|-------------|----|
|                                        |                                                 |          |                                              |               |                                                                                                                                                    |            |            |        |                      | 公益法人<br>の<br>区分 | 国所管、<br>都道府県<br>所管の区分 | 応札・<br>応募者数 |    |
| 長崎労働局建物賃貸借                             | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 株式会社TBM<br>東京都港区西新橋3-24-12                   | 9240001019949 | 契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから令和6年度に引き続き契約。(会計法第29条の3第4項)                                                                                           | 83,137,296 | 83,137,296 | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| ハローワークプラザ長崎建物賃貸借                       | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 長崎つきまち株式会社<br>長崎県長崎市築町3-18                   | 5310001001416 | 契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから令和6年度に引き続き契約。(会計法第29条の3第4項)                                                                                           | 13,377,528 | 13,377,528 | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| ハローワーク長崎つきまちセンター、ヤングハローワーク長崎建物賃貸借      | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 長崎つきまち株式会社<br>長崎県長崎市築町3-18                   | 5310001001416 | 契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから令和6年度に引き続き契約。(会計法第29条の3第4項)                                                                                           | 10,742,568 | 10,742,568 | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| ハローワークプラザ佐世保建物賃貸借                      | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | ながさき西海農業協同組合<br>長崎県佐世保市吉井町立石12-1             | 8310005003067 | 契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから令和6年度に引き続き契約。(会計法第29条の3第4項)                                                                                           | 5,148,000  | 5,148,000  | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| 令和7年度 長崎労働局清掃管理業務委託                    | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 株式会社TBM<br>東京都港区西新橋3-24-12                   | 9240001019949 | 入居しているビルの契約業者であり、競争を許さない契約。(会計法第29条の3第4項)                                                                                                          | 4,420,344  | 4,420,344  | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| 令和7年度 各種システムのソフトウェアサポート及び使用許諾契約並びに保守契約 | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | コンピュータ・システム株式会社<br>京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋4-273-3 | 5130001002985 | 業務支援システムに係るソフトウェアの所有権、著作権及び販売権は左記業者にあり、競争を許さない契約。(会計法第29条の3第4項)                                                                                    | 4,980,800  | 4,980,800  | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| 令和7年度長崎労働局及び各署所設置リコ-製電子複写機保守業務委託       | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 株式会社ヨシオカ<br>長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1459-13             | 9310001003391 | リコ-製複写機の保守(修理、消耗品交換等)業務を受託することができる者が一者のみ若しくは複数者存在するかを確認する必要があるため、公募を実施したが、参加の意思表示を行ったものが契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない契約。(会計法第29条の3第4項)           | 8,647,768  | 5,871,412  | 67.9%  | -                    |                 |                       |             |    |
| 長崎労働局及び各署所 令和7年導入リコ-製電子複写機に係る保守業務委託    | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 株式会社ヨシオカ<br>長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1459-13             | 9310001003391 | リコ-製複写機の保守(修理、消耗品交換等)業務を受託することができる者が一者のみ若しくは複数者存在するかを確認する必要があるため、公募を実施したが、参加の意思表示を行ったものが契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない契約。(会計法第29条の3第4項)           | 3,995,732  | 2,970,462  | 74.3%  | -                    |                 |                       |             |    |
| 令和7年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託       | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 社会福祉法人 南高愛隣会<br>長崎県諫早市福田町357-15              | 1310005004798 | 都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。 | 28,672,830 | 28,672,830 | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| 令和7年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託       | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 社会福祉法人 民生会<br>長崎県佐世保市光町1-35                  | 8310005003901 | 都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。 | 24,239,807 | 24,239,807 | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| 令和7年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託       | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 社会福祉法人 ゆうわ会<br>長崎県長崎市西山4-610                 | 7310005000866 | 都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。 | 23,148,457 | 23,148,457 | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| 令和7年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託       | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 社会福祉法人 悠久会<br>長崎県島原市宮の町249-1                 | 6310005005305 | 都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。 | 16,400,595 | 16,400,595 | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

R7年4月

| 物品役務等の名称及び数量                     | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                    | 契約を締結した日 | 契約業者の氏名及び住所                                    | 法人番号          | 随意契約によることとした<br>会計法令の根拠条文及び理由                                                                                                                                                                                                                               | 予定価格(円)    | 契約金額(円)    | 落札率    | 再就職<br>の<br>役員の<br>数 | 公益法人の場合         |                       |             | 備考 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|--------|----------------------|-----------------|-----------------------|-------------|----|
|                                  |                                                 |          |                                                |               |                                                                                                                                                                                                                                                             |            |            |        |                      | 公益法人<br>の<br>区分 | 国所管、<br>都道府県<br>所管の区分 | 応札・<br>応募者数 |    |
| 令和7年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託 | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 社会福祉法人 さゆり会<br>長崎県五島市下崎山町69-9                  | 7310005006822 | 都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。                                                                                                          | 8,318,932  | 8,318,932  | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| 令和7年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託 | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 社会福祉法人 米寿会<br>長崎県対馬市美津島町鶏知乙511-3               | 3310005006768 | 都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。                                                                                                          | 8,575,494  | 8,575,494  | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| 令和7年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託 | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 特定非営利活動法人 あた<br>たかい心<br>愛知県名古屋市瑞穂区新<br>開町24-49 | 5180005005831 | 都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり契約の性質が競争を許さない場合であるため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたもの。                                                                                                          | 7,003,293  | 7,003,293  | 100.0% | -                    |                 |                       |             |    |
| 高齢者活躍人材確保育成事業                    | 支出負担行為担当官<br>長崎労働局総務部長<br>山下 拓志<br>長崎県長崎市万才町7-1 | 令和7年4月1日 | 公益社団法人長崎県シル<br>バー人材センター連合会<br>長崎県長崎市大黒町3-1     | 4310005007245 | 高齢者雇用安定法第42条第1項第3号に基づき、シルバー人材センターが地域の高齢退職者に対し、臨時的・短期的・軽易な業務に係る就業を行うにあたり必要な知識及び技能の付与を目的とする技能講習として実施する事業であり、シルバー人材センターが実施主体となる。<br>現在、各都道府県において、知事が指定するシルバー人材センターは、全都道府県とも各都道府県シルバー人材センター連合会が指定されていることから、本事業の委託先として唯一の団体となり契約の目的又は性質が競争を許さない契約。(会計法第29条の3第4項) | 28,520,000 | 28,520,000 | 100.0% | -                    | 公社              | 都道府県所管                | 1者          |    |

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。